

第 25 号

徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 24 年 11 月 26 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | | | |
|---|-----|-----|-----|---------------------------------|
| 1 | 施 設 | の | 名 称 | 徳島県月見が丘海浜公園 |
| 2 | 指 定 | 管 理 | 者 | 徳島市幸町一丁目47番地3
株式会社 スタッフクリエイト |
| 3 | 指 定 | の | 期 間 | 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。